

# 山梨県公報

第千八百五十七号

平成二十年

五月二十九日

木曜日

## 目次

### 告示

- 使用料の徴収事務の委託……………二九三
- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の解除……………二九三
- 保安林の指定の解除の予定……………二九三
- 道路の区域変更……………二九三
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二九四
- 収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………二九四

### 訓令

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………二九四

### 公告

- 行政文書の開示の実施状況……………二九五
- 個人情報保護条例の施行状況……………二九五
- 国土調査の指定……………二九五
- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告(二件)……………二九五
- 基本測量の実施……………二九六

### 公安委員会

- 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則……………二九六
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二九六
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二九六

## 告示

### 山梨県告示第二百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方  
甲府市飯田二丁目一番三号 財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間  
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年山梨県告示第四十二号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 中巨摩郡昭和町紙漉阿原一三五九番地の一部及び一三五六番地の一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物並びにはう素及びその化合物

### 山梨県告示第二百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町波木井字古屋敷二六八三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 山梨県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から平成二十年六月十九日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町村山西割字西原四八二番地 先から		一七・〇〇	四〇・二	一〇〇・〇
北杜市高根町村山西割字西原四七二〇番地 先まで	一四・五		二二・〇	一〇〇・〇
	二二・〇			

**山梨県告示第二百五十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置  
甲斐市龍地字大滝六二七五番四、字北川六〇二〇番四、六〇二〇番九及び六〇二二番三
- 二 道路の幅員  
六・〇二メートル
- 三 道路の延長  
四二・六二メートル

**山梨県告示第二百五十九号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。  
平成二十年五月二十九日

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所 甲府市伊勢一丁目 四番五号 第二平 和ビル三階	住 所 甲府市伊勢一丁目 四番五号 第二平 和ビル三階	氏 名 日本貸金業協 会山梨県支部	廃止年月日 平成二十年五月三十一日
--	--------------------------------------	-------------------------	----------------------

**訓 令**

**山梨県訓令第十三号**

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年五月二十九日  
山梨県知事 横内正明  
本 出 先 機 関  
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「守衛」を「次に掲げる者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由のある職員の場合、免除することができる。

第十七条に次の各号を加える。

- 一 守衛
  - 二 消防防災課に所属する職員
  - 三 課長補佐の職にある者（前号に掲げる職員を除く。）
- 第十八条第一項ただし書中「次の各号の一に該当する」を「特別の理由のある」に、「免除する」を「免除することができる」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

**附 則**

この訓令は、平成二十年六月一日から施行する。

**公 告**

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条第二項の規定により、平成十九年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十年五月二十九日

一 行政文書の開示の状況

山梨県知事 横 内 正 明

開示請求

五六〇件

開示決定

五一六件

全部開示決定

一七一件

一部開示決定

三四五件

不開示決定

一五五件

取下げ

二九件

不服申立て

四件

不服申立てに対する裁決又は決定

五件

二 実施機関別の請求の状況

知事

四〇七件

教育委員会

五二件

選挙管理委員会

六二件

人事委員会

一件

監査委員

一件

公営企業管理者

二件

警察本部長

二〇件

議会

一五件

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成十九年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成二十年五月二十九日

一 山梨県個人情報保護条例の施行状況

山梨県知事 横 内 正 明

個人情報取扱事務の登録の件数

八九〇件

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数

七、一一一件

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 七、一一一件

不服申立ての件数 〇件

不服申立ての処理状況 一件

事業者の業務の登録状況 八四二件

事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 〇件

実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事 一九七件

教育委員会 四、八八八件

人事委員会 一一九件

警察本部長 一、九一七件

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 国土調査の指定年月日

平成二十年五月十二日

二 調査を行う者の名称

身延町

三 調査地域

南巨摩郡身延町車田の一部

四 調査期間

平成二十年五月二十九日から平成二十一年三月三十一日まで

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業玉宮地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

県営土地改良事業（農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備事業東八中央東地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十年五月十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年五月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 二 作業期間 平成二十年五月一日から平成二十一年三月二十日まで
- 三 作業地域 大月市及び上野原市

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂紀彦

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和六十二年山梨県公安委員会規則第五号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂紀彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に、「第三条の二第一号から第九号までに掲げる」を「第三条の二第一項各号に規定する」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第六十八号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂紀彦

別表第一中

七〇	中巨摩郡竜王町竜王五二三番地先（国道二〇号線）	竜王一区	五〇・四・一
----	-------------------------	------	--------

七〇	甲斐市竜王五二二番地一先（国道二〇号と市道との十字路交差点）	竜王一区	平成二〇年五月二十九日告示第六八号
----	--------------------------------	------	-------------------

三三五	甲府市国玉町三三番地の一先（国道四一一号と市道酒折国玉一号线との丁字路交差点）	山梨学院大南	平成一四年五月三〇日告示第一八号
-----	---	--------	------------------

三三五	甲府市国玉町三三番地の一先（国道四一一号と市道酒折国玉一号线との十字路交差点）	玉諸神社北	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
-----	---	-------	-----------------------

二〇	北巨摩郡長坂町長坂上条二五七五番地（長坂万年橋線と日野春五号線との交差点）	長坂警察署前	五三・六・二六 告示 第二六号
----	---------------------------------------	--------	--------------------

二〇	北杜市長坂町長坂上条二、五七五番地先（県道長坂高根線と市道との交差点）	北杜警察署前	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
----	-------------------------------------	--------	-----------------------

別表第三中  
に改める。

六九三	甲府市古府中町一、五二七番地一先から甲府市屋形三丁目九番一六号先まで（一〇三メートル）	車両（軽車両を除く）	日曜及び休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	甲府 平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	---	------------	-------------------------------	------------------------

六九三	市道	甲府市古府中町一、五二七番地一先から甲府市屋形三丁目九	車両（軽車両を除く）	日曜及び休日を除く	甲府 平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	----	-----------------------------	------------	-----------	------------------------

六九八	市道	中央市布施二、三三	車両（軽車両を除く）	日曜、	南甲	平成二〇年五月二
六九七	市道	中央市布施一、六六七番地一先畑前から中央市布施一、六四九番地四先まで（四〇メートル）	車両（軽車両を除く）	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲 府	平成二〇年五月二日 告示第六八号
六九六	市道	中央市布施一、六九六番地先から中央市布施一、六七七番地一先（畑川硝子店前）まで（六五メートル）	車両（軽車両を除く）	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲 府	平成二〇年五月二日 告示第六八号
六九五	市道	中央市布施一、七三三番地二先水田前から中央市布施一、七四六番地先宅地前まで（四五メートル）	車両（軽車両を除く）	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲 府	平成二〇年五月二日 告示第六八号
六九四	市道	中央市布施一、七七五番地先から中央市布施一、七六一番地先まで（六五メートル）	車両（軽車両を除く）	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲 府	平成二〇年五月二日 告示第六八号
						番一六号先まで（一〇三メートル） 七時から九時まで及び一四時から一六時まで

七〇一	市道	中央市布施二、五一 四番地先(田富電話 交換センター前)か ら中央市布施二、五 二六番地先まで(四 五メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府	平成二〇年五月二九日 告示第六八号
七〇〇	市道	中央市布施一、六一 四番地三先から中央 市布施一、六〇三番 地二先駐車場前まで (三五メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府	平成二〇年五月二九日 告示第六八号
六九九	市道	中央市布施一、六五 一番地先畑前から中 央市布施一、六五六 番地先まで(六〇メ ートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府	平成二〇年五月二九日 告示第六八号
		七番地先宅地前から 中央市布施二、三三 九番地先畑前まで(四 五メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜、休日を除く七時から九時まで	南甲府	平成二〇年五月二九日 告示第六八号

に改める。  
別表第四中

五三八	国道四 一〇号 (塩山 バイパス)	甲州市塩山熊野一、〇 一〇番地先(奥野田小 学校南交差点・塩山バ イパス南進から市道へ の左折導流部)(二〇 メートル)	車両	車両進行 北から東 へ終日	日下部	平成二〇年五 月八日 告示第五八号
-----	----------------------------	---	----	---------------------	-----	-------------------------

五三九	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四 番三三号先(中央病院 東交差点・都市計画道 路愛宕町下条線東進か ら市道富士見通り線へ の左折導流部)(二〇 メートル)	車両	車両進行 西から北 へ終日	甲府	平成二〇年五 月二九日 告示第六八号
五三八	国道四 一〇号 (塩山 バイパス)	甲州市塩山熊野一、〇 一〇番地先(奥野田小 学校南交差点・塩山バ イパス南進から市道へ の左折導流部)(二〇 メートル)	車両	車両進行 北から東 へ終日	日下部	平成二〇年五 月八日 告示第五八号

に改める。  
別表第九中

二九	町道 松向踏 切	北巨摩郡小淵 沢町松向一、 五一四番地の 三先	自動車 (軽、 二輪、 小型特 殊を除 く)	長坂	四九・四・一 一六号
----	----------------	----------------------------------	---------------------------------------	----	---------------

二九	削除			北杜	平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
----	----	--	--	----	--------------------------

四	村道 八衛門	北巨摩郡大泉 村谷戸字並木	自動車 (軽、)	長坂	四九・四・一 一六号
---	-----------	------------------	-------------	----	---------------

	西踏切 番地の一先	上八、六八五				二輪、 小型特 殊を除 く。	
--	--------------	--------	--	--	--	-------------------------	--

を	四	削除					北杜 平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
---	---	----	--	--	--	--	--------------------------------

に改める。  
別表第十中

を	四三六	県道 葦崎櫛 形豊富 線	中巨摩郡田富町西花輪四、四四 六番地先（桐戸行雄方前）				一 南甲 四九・四・一一 府 一六号
---	-----	-----------------------	--------------------------------	--	--	--	--------------------------

を	四三六	県道葦 崎南ア ルプス 中央線	中央市西花輪四、四四六番地先 （市道と県道葦崎南アルプス中 央線との交差点）				二 南甲 平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
---	-----	--------------------------	--	--	--	--	----------------------------------

に	一、〇二五	県道 石和停 車場線	東八代郡石和町松本一八八番地 先（石和駅前三差路）				三 石和 四九・四・一一 一六号
---	-------	------------------	------------------------------	--	--	--	------------------------

を	一、〇二五	削除					笛吹 平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
---	-------	----	--	--	--	--	--------------------------------

に	一、六二二	国道 二〇号 線	中巨摩郡竜王町竜王五二二番地 先（パイパス食堂前）				一 南甲 五〇・二・二八 府 八号
---	-------	----------------	------------------------------	--	--	--	-------------------------

を	一、六二二	削除					葦崎 平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
---	-------	----	--	--	--	--	--------------------------------

に	四、三〇二	市道富 士見通 り線	甲府市富士見一丁目四番三三号 先（中央病院東交差点）				四 甲府 平成一七年六月 一六日 告示第五五号
---	-------	------------------	-------------------------------	--	--	--	----------------------------------

を	四、三〇二	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四番三三号 先（中央病院東交差点）				五 甲府 平成二〇年五月 二九日 告示第六八号
---	-------	--------------------------	-------------------------------	--	--	--	----------------------------------

に	五、二四五	市道	大月市七保町下和田三八四番地 先（百蔵橋東詰交差点）				一 大月 平成二〇年五月 八日 告示第五八号
---	-------	----	-------------------------------	--	--	--	---------------------------------

を	五、二四五	市道	大月市七保町下和田三八四番地 先（百蔵橋東詰交差点）				一 大月 平成二〇年五月 八日 告示第五八号
---	-------	----	-------------------------------	--	--	--	---------------------------------

五、二四六	市道	甲府市貢川本町一〇番先(いちやまマート貢川店駐車場南側)	一	甲府	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二四七	市道	甲府市国母四丁目一九番七五号先(市道上)	一	南甲府	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二四八	町道	南巨摩郡増穂町最勝寺三五八番地の二先(町道同士の十字路交差点)	一	鯉沢	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二四九	市道	山梨市歌田一四七番地先(日川小学校正門前)	一	日下	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二五〇	県道塩山停車場大菩薩嶺線	甲州市塩山下粟生野一、五六八番地先(県道と市道との十字路交差点)	二	日下	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二五一	国道四一〇号(塩山バイパス)	甲州市塩山赤尾六七九番地先(国道と市道との十字路交差点)	一	日下	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二五二	国道四一〇号(塩山バイパス)	甲州市塩山赤尾八二九番地三先(橘田総合サービス南側)	一	日下	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
五、二五三	国道一三九号	南都留郡西桂町小沼七七番地先(国道と町道との丁字路交差点)	一	大月	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号

に改める。  
別表第十六中

六三九	県道 駒ヶ岳公園線	北巨摩郡白州町白須一、八三五番地の一先(白州中学校東側)	長坂	四九・四・一一一六号
六三九	削除		北杜	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
七、九四八	町道	北巨摩郡須玉町北志字下平四、九三二番地の一先(塩川トンネルと通仙峡トンネルとの間・T字路交差点)	葦崎	平二・五・二四一四号
七、九四八	削除		北杜	平成二〇年五月二十九日 告示第六八号
一一、二七六	市道	大月市七保町下和田三八四番地先(十字路交差点・西進車両)	大月	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七六	市道	大月市七保町下和田三八四番地先(十字路交差点・西進車両)	大月	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七六	市道	大月市七保町下和田三八四番地先(十字路交差点・西進車両)	大月	平成二〇年五月八日 告示第五八号

一一、二七七	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四番三三号先 (中央病院東交差点北西角左 折導流部出口)	甲府	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二七八	市道	甲斐市宇津谷四七〇番地一先 (十字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二七九	市道	甲斐市大下条二五七番地三先 (丁字路交差点・南進車両)	葦崎	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八〇	市道	北杜市白州町白須一、八三五番 地先(白州中学校東側丁字路交 差点・東進車両)	北杜	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八一	市道	甲州市塩山下粟生野一、五六八 番地先(十字路交差点・北進車 両)	日下部	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八二	市道	甲州市塩山下粟生野一、五五二 番地先(十字路交差点・南進車 両)	日下部	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八三	町道	南都留郡西桂町倉見八一四番地 二先(中央道力ルバート大月六 三の東側十字路交差点・南進車 両)	大月	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八四	町道	南都留郡西桂町倉見七七五番地 一先(中央道力ルバート大月六 三の東側十字路交差点・北進車 両)	大月	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八五	町道	南都留郡西桂町倉見七九四番地 一先(中央道力ルバート大月六 三の東側十字路交差点・北進車 両)	大月	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号

一一、二八六	町道	南都留郡西桂町倉見八二九番地 二先(中央道力ルバート大月六 三の西側十字路交差点・北進車 両)	大月	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八七	町道	南都留郡西桂町倉見七五一番地 一先(中央道力ルバート大月六 四の西側十字路交差点・南進車 両)	大月	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八八	町道	南都留郡西桂町倉見七四八番地 二先(中央道力ルバート大月六 四の西側十字路交差点・北進車 両)	大月	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二八九	市道	上野原市上野原五〇四番地先 (十字路交差点・北進車両)	上野原	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号
一一、二九〇	市道	上野原市上野原五一五番地先 (東鶴ハイツ西側十字路交差点・ 南進車両)	上野原	平成二〇年五月 二十九日 告示第六八号

に改める。  
別表第十九中

一一八二	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四番三三号先 (中央病院東交差点)から甲府市 富士見二丁目三番三二号先(富士 見二丁目交差点)までの両側歩道 (四六〇メートル)	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
------	--------------------------	---	----	---------------------

一八二	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見二丁目四番三三号先 (中央病院東交差点) から甲府市 富士見二丁目三番三二号先(富士 見二丁目交差点)までの両側歩道 (四六〇メートル)	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一八三	国道四 一一号	笛吹市石和町市部一、一三八番地 先(笛吹警察署北交差点)から笛 吹市石和町八田五四八番地先(八 田交差点)までの両側歩道(九二 メートル)	笛吹	平成二〇年五月二九 日 告示第六八号
一八四	県道石 和温泉 停車場 線	笛吹市石和町市部六七八番地先( 鵜飼橋北詰交差点)から笛吹市石 和町市部一、〇二一番地先(遠妙 寺交差点)までの両側歩道(一七 〇メートル)	笛吹	平成二〇年五月二九 日 告示第六八号

に改める。